資料4

# 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画策定以降2年間の関連法令や施策等の動向

年　月

**2020 3　明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画策定**

**バリアフリー法の改正(2020.6.19施行)**　国
**心のバリアフリーに関する啓発活動の事業メニュー化**
住民や関係者の理解増進や協力確保のために必要な心のバリアフリーに関する取組方針を市町村が定める移動等円滑化促進方針（通称マスタープラン、現在の明石市ユニバーサルデザイのまちづくりの実行計画がこれに該当）に定められるようになりました。
また、心のバリアフリーに関する啓発活動を具体の事業計画となる基本構想に定められるようになりました。

**兵庫県福祉のまちづくり基本方針の改定(2021.3改定)**　県
**駅周辺などのまちのユニバーサル化を推進する施策を強化**
「福祉のまちづくりアドバイザー」によるまちの「チェック＆アドバイス」の実施、ICTを活用した移動支援の情報発信などを新規施策に定めました。

**バリアフリー法の改正(2021.4.1施行)**　国
**公立小中学校等をバリアフリー化の対象に追加**
施設設置管理者によるバリアフリー化が義務づけられる施設に、公立の小中学校等が加わりました。

**東京オリンピック・パラリンピック開催(2021.7～８月)**

**あかしSDGｓ推進計画の策定(2022.3)**　市
**明石市の将来像をすべての人にやさしいまちに設定**
明石市の2030年のあるべき姿を「ＳＤＧｓ未来安心都市・明石 ～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」に設定しました。

**都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改定(2022.3改定)**　国
**都市公園のバリアフリー化指針が拡充**
公園管理者等による都市公園の計画・設計段階への当事者参加を位置付けました。また、トイレのバリアフリー水準の底上げ、バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直しが行われました（出入口の車止め 、車椅子使用者スペース ･駐車施設等） 。

**大阪･関西万博施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの改定(2022.3改訂)**　他
**様々な利用者を想定した施設整備の指針が公表**
身体障害（聴覚、視覚、肢体不自由等）、知的障害、精神障害、発達障害等の様々な障害の人の利用を想定した、国際的な水準でのユニバーサルデザインを実現する会場やパビリオンを整備する指針が定められました。

**あかしインクルーシブ条例の施行(2022.４)**　市
**インクルーシブ社会の実現に向けた包括的指針を制定**
すべての人が大切にされ、誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会の実現を目的とした包括的指針を制定。基本理念や基本方針とともに、基本的な施策としてインクルーシブ教育の推進、移動手段の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進などが定められました。

**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行(2022.5)**　国
**障害の有無によらない情報保障、コミュニケーション支援**
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本理念、国、地方公共団体等の責務、施策の基本となる事項が定められました。

**道路の移動円滑化ガイドラインの策定(2022.6)**　国
**道路のユニバーサルデザイン化の指針が創設**
道路管理者が道路施設等を新設、改築、管理する際に、高齢者、障害者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路のあり方を具体的に示しました。